八十七の二　経済産業大臣	中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）による中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録に関する事務であって第八十九条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第八十九条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］
九十三　都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九十五条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
九十三の二　経済産業大臣	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による主任技術者免状の交付に関する事務であって第九十五条の二で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であって第九十五条の二で定めるもの
［略］	［略］	［略］	［略］

第三十六条の三　第二条の表三十四の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　獣医師法第三条の獣医師の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）第三条第一項の獣医師の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

三　獣医師法施行規則第五条の獣医師の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

四　獣医師法施行規則第八条第一項の獣医師免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第五十七条の三　第二条の表五十五の三の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　航空法第十条の二第一項の耐空検査員の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

［新設］

［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九十三　都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって第九十五条で定めるもの	厚生労働大臣	労働者災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九十五条で定めるもの
		地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であって第九十五条で定めるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［新設］